

京都大学のガバナンス

監事メッセージ

国立大学法人は『大学の教育研究に対する国民の要請にこたえる』ことを設置目的としており、その運営費も多くが国からの公的支援に支えられているため、国民の期待に応えることができるように、広く学外の視点も取り入れて監査を行っています。

平成27年度より、国立大学法人法の一部改正に伴って「監事機能の強化」がなされ、監事の任期も2年から4年になり、大学の管理運営に関わる監事の業務が増えるとともにその役割と責任が一段と大きくなりました。

いうまでもなく大学の教育・研究活動を支えるのは個々の教職員や学生の絶え間ない創造活動です。運営費交付金が減り続けるなか

で、京都大学がこれまで築いてきた自由の学風を継承し、更に発展させていくためには、総長はじめ大学執行部と大学構成員が大学の向かうべき大きな方向性を共有することが重要です。京都大学各構成員がそれぞれの目標に向かって生き生きと活動し、京都大学が組織としての最大限の成果を上げ、国民の要請にこたえることができるように、大学経営の在り方の改善に向け努力して参ります。

監事 東島 清



監査機能について

本学の業務を対象にした監査は、主に、監事監査、監査室による内部監査、会計監査人監査および会計検査院検査の4種があり、それぞれ異なる立場および観点で行われています。

文部科学大臣より任命される監事は、本学の運営および業務全般について監査を行います。監事監査は、業務および会計に関する事項を年度末に総括する定期監査と特定のテーマを定めて年度の中期に行う臨時監査に分かれます。定期監査は、大学業務全般の内容

と課題を聴取し、臨時監査は教育・研究・運営に関する業務執行状況および前年度監査報告書で指摘した項目の進捗状況について聴取します。監事は監査結果に基づき、必要があるときは、総長または文部科学大臣に意見を提出する権限を有しています。

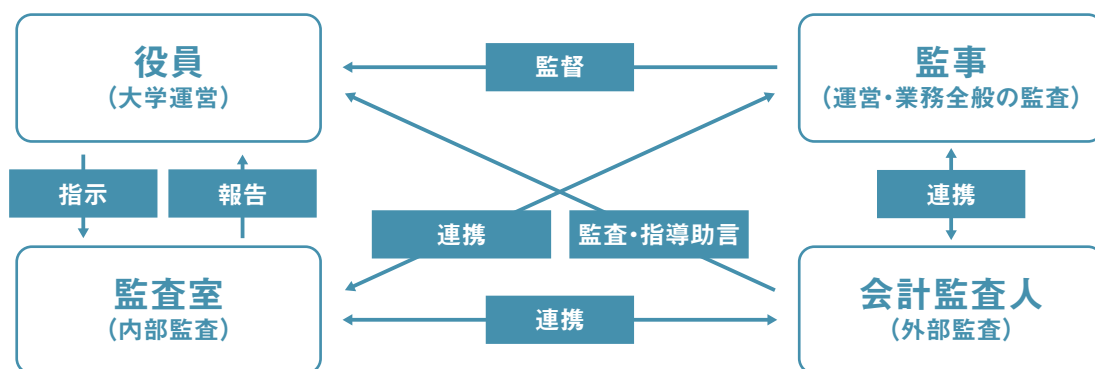
内部監査機能としては、総長のもとに置かれた監査室が、業務運営および会計処理の適法性等の監査を行うだけでなく、本学の健全な運営に資することを目的として、監査結果に基づく助言、提言も行っています。

会計監査人による監査について

本学は、監事の監査のほか、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る)および決算報告書について、文部科学大臣により選任された、本学から独立した立場にある会計監査人の監査を受けています。

また、監事、理事、監査室長および会計監査人の四者による協議会

を定期的に開催しています。会計監査人による監査上の発見事項の報告、会計処理の課題や内部統制の状況等の情報を適時に共有し、会計・監査の専門家と密接に連携することで、大学運営、監事監査、内部監査、会計監査の効率的・効果的な実施に取り組んでいます。



会計検査院による検査について

資本金の全額について国が出資している本学は、会計検査院法第22条第5号の規定に基づく検査対象となっています。会計検査院による検査は、正確性、合规性、経済性、効率性および有効性、その他会計検査上必要な観点から行われるものであり、本学は平成16年4月の国

立大学法人化以降、同法第25条に基づく実地検査を毎年受検するとともに、求めに応じて随時調査を作成・提出しており、その結果は会計検査院のホームページにおいて公表されています。

役員の状況 (平成31年4月1日現在)



総長(第26代)
山極 壽一 (やまぎわ じゅいち)
【任期】
 平成26年10月1日～令和2年9月30日
【学位】
 京都大学理学博士

【略歴】平成21年4月～平成23年3月／京都大学教育研究評議会評議員
 平成23年4月～平成25年3月／京都大学大学院理学研究科長・理学部長
 平成24年4月～平成25年3月／京都大学経営協議会委員



理事(産官学連携担当)
阿曾沼 慎司 (あそぬま しんじ)
【任期】
 平成26年10月1日～令和2年9月30日

【略歴】平成22年7月～平成24年9月／厚生労働事務次官
 平成25年4月～平成26年9月／京都大学IPS細胞研究所特定研究員



理事(男女共同参画・国際・広報担当)
稲葉 カヨ (いなば かよ)
【任期】
 平成26年10月1日～令和2年9月30日
【学位】
 京都大学理学博士

【略歴】平成15年4月～平成17年3月／京都大学大学院生命科学研究所長
 平成19年10月～平成26年3月／京都大学女性研究者支援センター長
 平成25年8月～平成26年9月／京都大学副学長(男女共同参画担当)



理事(学生・図書館担当)
川添 信介 (かわぞえ しんすけ)
【任期】
 平成27年11月1日～令和2年9月30日
【学位】
 京都大学博士(文学)

【略歴】平成24年4月～平成26年3月／京都大学教育研究評議会評議員
 平成26年4月～平成27年10月／京都大学大学院文学研究科長・文学部長
 平成26年4月～平成28年9月／京都大学経営協議会委員



理事(教育・情報・評価担当)
北野 正雄 (きたの まさお)
【任期】
 平成26年10月1日～令和2年9月30日
【学位】
 京都大学工学博士

【略歴】平成23年4月～平成24年3月／京都大学教育研究評議会評議員
 平成24年4月～平成26年3月／京都大学大学院工学研究科長・工学部長
 平成25年4月～平成26年9月／京都大学国際高等教育院長



理事(財務・施設・環境安全保健担当)
佐藤 直樹 (さとう なおき)
【任期】
 平成26年10月1日～令和2年9月30日
【学位】
 理学博士(東京大学)

【略歴】平成18年4月～平成22年3月／京都大学附属図書館学治分館長
 平成24年4月～平成26年9月／京都大学化学研究所長



プロボスト・理事(戦略調整・研究・企画・病院担当)
湊 長博 (みなと ながひろ)
【任期】
 平成26年10月1日～令和2年9月30日
【学位】
 京都大学医学博士

【略歴】平成14年4月～平成16年3月／京都大学評議員
 平成19年10月～平成20年10月／京都大学大学院医学研究科附属ゲノム医学センター長
 平成22年10月～平成26年9月／京都大学大学院医学研究科長・医学部長



理事(総務・労務・人事担当)
森田 正信 (もりた まさのぶ)
【任期】
 平成29年4月1日～令和2年9月30日

【略歴】平成27年4月～平成28年6月／文部科学省高等教育局高等教育企画課長
 平成28年6月～平成29年3月／文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

監事の状況 (平成31年4月1日現在)



監事
東島 清 (ひがしじま きよし)
【任期】
 平成28年4月1日～令和2年8月31日
【学位】
 京都大学理学博士

【略歴】平成20年4月～平成23年8月／大阪大学大学院理学研究科長・理学部長
 平成23年8月～平成27年8月／大阪大学理事・副学長



監事(非常勤)
丸本 卓哉 (まるもと たくや)
【任期】
 平成28年4月1日～令和2年8月31日
【学位】
 農学博士(九州大学)

【略歴】平成8年8月～平成10年7月／山口大学農学部長
 平成18年5月～平成26年3月／山口大学長
 平成26年4月～平成28年3月／京都大学監事

京都大学のガバナンス

研究費等の適正使用

本学では、研究費等の適正な使用に努め、Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Action（改善）からなる体制を整備してきました。

研究費等の適正使用への対応について

本学の会計諸制度は、規程をはじめQ&A、マニュアル等において体系的に定められています。これに加えて、教職員の会計手続きの理解不足等から生じる研究費等の不正・不適切な使用を防止する観点から、研究費等を使用する上で必要となる会計ルールにかかる要点・注意事項を整理した「研究費使用ハンドブック」を作成し、学内に広く配布するとともに、ホームページでも公開しています。

また、研究費等の不正使用等を防止することを目的として、「競争的

資金等不正防止計画」を定めており、さまざまな不正防止対策やコンプライアンス教育を実施するとともに、部局における研究費等の使用、管理状況並びにコンプライアンス教育の取り組み状況等の把握・検証を行うことで、適正使用の推進を図っています。

その他、本部・各部局に会計ルールや事務手続き等についての相談窓口を設置しています。

WEB

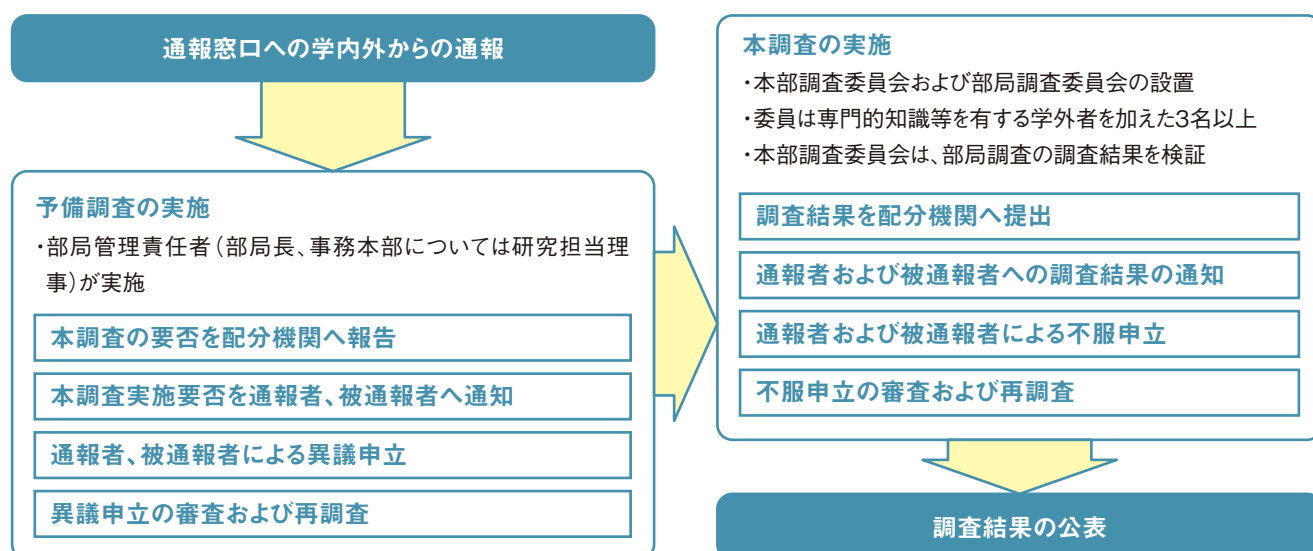
研究費使用ハンドブックは、ホームページでも公表しています。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/competitive/handbook.html>

競争的資金等の不正使用にかかる調査について

本学では、競争的資金等の不正使用に関する学内外からの通報に対応するために通報窓口を置き、顕名による通報があった場合は、その内容や根拠等が適正であるかどうかを判断のうえ、必要な調査を

行うこととしています。また、調査の結果不正使用が行われたことが認められたときは、関与した者の氏名・所属、不正の内容等を含んだ調査結果を公表することとしています。



WEB

不正防止計画を含む本学の競争的資金等の適正管理に関する規程等は、ホームページでも公表しています。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/kitei>

公正な研究活動の推進に関する取り組みについて

大学が社会からの信頼と負託により、科学研究を持続的・発展的に展開していくためには公正な研究活動を行うことが前提です。学術研究を重要な使命とする本学では、そのための仕組みの構築と運用を行うことを重要だと考え取り組んでいます。

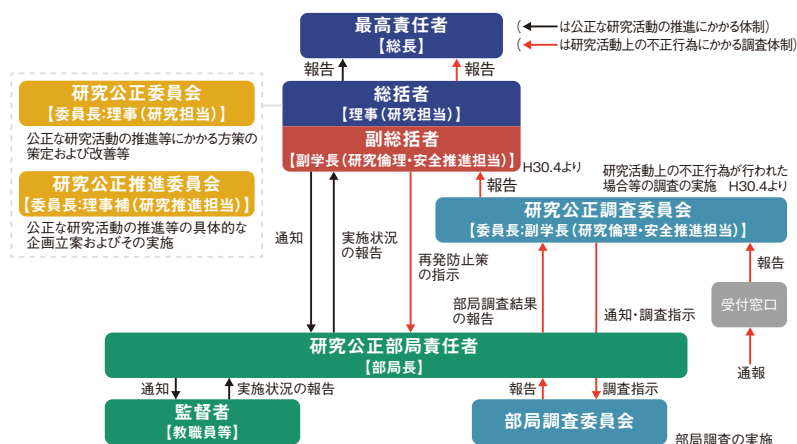
研究公正を推進する体制の整備について

本学は、平成26年8月に制定された文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を受け、平成27年2月に「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」、「京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査要項」を制定し、「京都大学研究公正推進アクションプラン」の策定を行い

ました。

また、同年7月には「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第7条2項の研究データの保存、開示等について定める件」を制定するなどの体制整備を行い、公正な研究活動の推進に取り組んでいます。

公正な研究活動の推進、研究活動上の不正行為にかかる調査体制



研究公正委員会（研究担当理事、研究科、研究所、センターの長等）

- ・公正な研究活動の推進等にかかる方策の策定およびその改善
- ・研究活動上の不正行為の発生要因に対する改善策の策定

研究公正推進委員会

- ・公正な研究活動の推進等にかかる具体的な企画立案およびその実施

研究公正調査委員会（半数は外部有識者とし、常設化）

- ・研究活動上の不正行為に関する通報にかかる必要な調査の実施
- ・部局調査委員会の調査を検証、不正行為か否かの認定

研究公正部局責任者（部局長）

- ・部局における公正な研究活動の総括
- ・部局の研究公正教育・体制整備

監督者

- ・教職員等を監督または指導する地位にある者で、教職員等に対し、公正な研究活動の推進等に関し必要な指導を実施

京都大学研究公正推進アクションプラン

京都大学研究公正推進アクションプランは、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」に基づき、学術活動（研究および学習）を公正に推進するために、本学として取り組むべき事項を示したものです。

具体的には、①ガイダンスでの学生への「公正な学術活動」の啓発、②授業中の学術マナー教育、③京都大学での院生への論文執筆教育、④教員への対応として研究公正研修の受講義務化、⑤研究データ保存、⑥大学の体制の整備などを定めています。

研究公正を推進する体制のさらなる強化について

近年、研究データのねつ造や改ざん、論文盗用といった研究活動における不正行為や、研究費の不正使用だけでなく、ライフサイエンス研究や安全保障輸出管理を含めた研究全体に関して求められるコンプライアンスは、多様かつ複雑化してきました。本学では、より一層コンプライアンス体制の充実を図るため、平成30年3月に、新たに副学長

（研究倫理・安全推進担当）を置くことを決定しました。

研究担当理事とともに研究に関するコンプライアンス全体を管理・統括することで研究公正を推進する体制のさらなる強化を図ってまいります。



公正な研究活動の推進に関する取り組みに関して、規程やアクションプランについては、ホームページでも紹介しています。
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin>

ハゲタカジャーナル 対応について

Cautions against Predatory Journals

ハゲタカジャーナルに対する取り組みについて

インターネット上で利用できる電子ジャーナルの普及に伴い、近年、著者からAPC(論文出版加工料: Article Processing Charges)を徴収することにより、誰でも自由に本文を閲覧することができるオープンアクセス形式の査読誌が増加しています。しかし、査読誌であることをうたいながら著者からAPCを得ることを目的として適切な査読を行わない、「ハゲタカジャーナル」と呼ばれる低品質なオープンアクセス形式のジャーナルも見られるようになり、新聞報道でも取り上げられるなど社会的関

心が高まっています。ハゲタカジャーナルに投稿してしまった場合、「ハゲタカジャーナルに論文を投稿した研究者」として、著者自身の信頼・評価が低下する恐れがあるほか、適切な査読を受けていないために論文の完成度が低くなり、他の研究者から引用される可能性が低下する、論文の長期的なアクセスが担保されないおそれがある、APCが悪質な出版社に騙し取られてしまう、などさまざまな問題点があります。本学では、ハゲタカジャーナルの問題は研究公正に関わる問題に発展しかねない、

大きな課題として認識しています。本学の研究者がこのような不適切な投稿先を選ぶことなく、研究成果が適切なジャーナルに掲載され、適正な評価を得られるよう、関連部署で連携し、情報提供や注意喚起に努めてまいります。

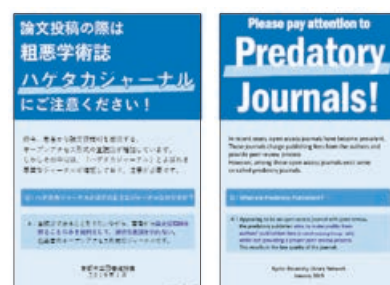
ハゲタカジャーナルの問題は、論文評価やAPCの妥当性といったこととも関係しており、学術情報流通の構図全体を踏まえて考えなければなりません。本学では今後も学術情報流通の諸課題の把握に努め、対応していく所存です。

▶ リーフレットによる注意喚起

本学では、学内の研究者が不注意にハゲタカジャーナルに投稿することがないように、ハゲタカ出版社※1の存在やそのリスク、適切な投稿先の選定について解説したリーフレットを作成し、注意喚起を行いました。

ハゲタカジャーナルには、査読期間が極端に短いこと、短期間に不自然なまでに多くの

ジャーナルを刊行していること、ジャーナル名称・ロゴが有名誌のものと酷似していること、などいくつかの特徴が挙げられます。リーフレットでは、このようなハゲタカジャーナルを見分けるポイントのほか、適切な投稿先を探すためのホワイトリスト※2やチェックリストなど、研究者自身で活用できる情報源も紹介しています。



リーフレット(日本語版・英語版)表紙

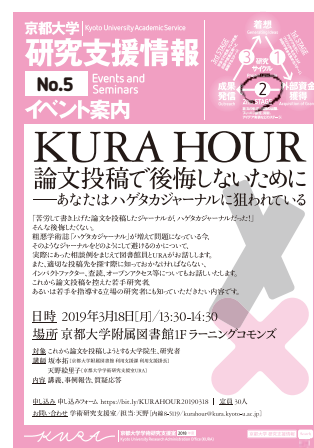
WEB リーフレットは、図書館機構ウェブサイトからご覧いただけます。
<https://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/bulletin/1380558>

(※1) ハゲタカジャーナルを刊行する悪質な出版社 (※2) 学術文献データベースに採録されている、査読体制や運営体制が健全であるなど、信頼でき得るジャーナルを記載したリスト

▶ セミナー等の開催による注意喚起

本学では、ハゲタカジャーナルを題材としたセミナー等を開催しています。平成30年度には、学術研究支援室(URA室)主催で附属図書館と協力して「KURA HOUR「論文投稿で後悔しないために:あなたはハゲタカジャーナルに狙われている」」を開催しました。本セミナーでは、これから論文を投稿しようとする大学院生・研究者を対象として、論文の適切な投稿先ジャーナルの選び方や、その際に研究者が知っておかなければなら

ない査読やオープンアクセスについてレクチャーがありました。さらに、講師が実際にあった相談事例を紹介し、参加者は、ハゲタカジャーナルについての知見を深めました。その他、ハゲタカジャーナルへの注意喚起を含めた公正な学術活動に関する啓発として、大学院生を対象とした科目「学術研究のための情報リテラシー基礎」、新規採用教員を対象とした講習会「電子リソースを含む図書館資料と研究公正」を開催しました。



KURA HOUR「論文投稿で後悔しないために」

WEB 京都大学学術研究支援室ウェブサイトから詳細がご覧いただけます。
<https://www.kura.kyoto-u.ac.jp/act/480>

利益相反について

Conflict of interest

利益相反マネジメントとは

利益相反とは、責任のある地位にいる者、または組織が自らの利益を優先して、本来求められる責任や責務と衝突している、またはそのように見える状態をいいます。本学におきましても、産官学連携活動の過程で、特定の企業活動に深く関与することになり、これにより本来あるべき教育・研究・診療等を担う学術機関としての大学の責任または教職員等個人の責任と、産官学

連携活動によって得られる経済的な利益が衝突・相反する状態が必然的・不可避免的に発生することが想定されます。そして、このような状態は、社会の視点で捉えた場合、大学または教職員等個人に対する疑念や不信感を抱かせる要因となり得るものです。利益相反マネジメントは、大学が教職員等の産官学連携活動の情報を把握することによって、教職員等を支援し、社会から

の疑念や不信感を抱かせるような利益相反状態を回避する仕組みです。本学の利益相反マネジメントにおいては、社会的視点でその関係がどのように捉えられるかという観点から、利益相反状態が疑われる関係になる前に、予防措置を講じることを重視しており、産官学連携活動の透明性を確保するよう努めています。

利益相反マネジメント体制について

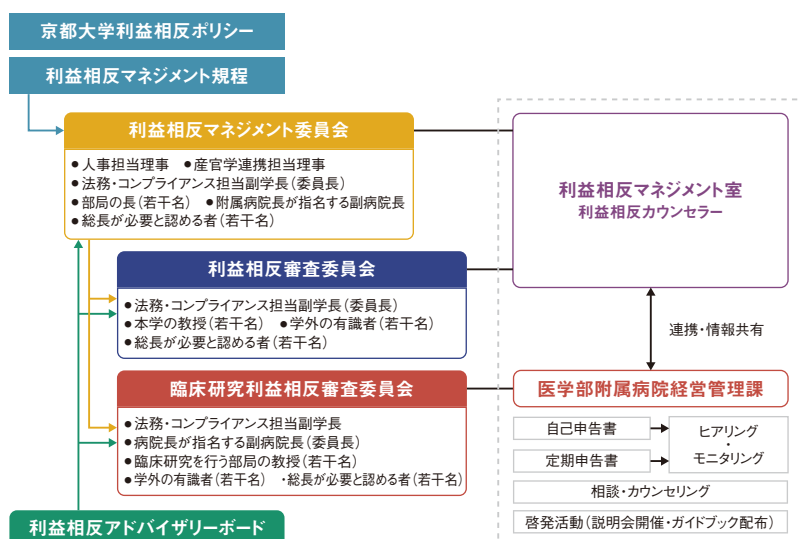
本学の利益相反マネジメント体制は、利益相反マネジメント委員会、利益相反審査委員会、臨床研究利益相反審査委員会、利益相反アドバイザリーボードおよび利益相反カウンセラーで構成されています。具体的な活動としては、教職員等が研究成果活用企業（教職員等自らが創出した研究成果を活用する事業を主たる事業とする企業）を相手方として活動する場合や、臨床研究に従事する場合など、提出事由が発生した際に事前に提出された自己申告書を、申告

書の内容に応じて当該活動を所掌する利益相反審査委員会または臨床研究利益相反審査委員会が審査を行います。また、本学の教職員等が前年1年間に行った産学連携活動の内容を把握するために、毎年1回提出される定期申告書をもって、企業との関係を確認します。審査結果に不服がある場合は、利益相反アドバイザリーボードに対し、書面により不服申立てを行うことができ、それを受けて利益相反アドバイザリーボードが、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当

該事案の再審査を行うか否かを審査します。また、利益相反の状態にあるのかどうかや利益相反について分からないことがある場合は、随時利益相反マネジメント室にいる利益相反カウンセラーに相談することができ、教職員に対して利益相反にかかる理解が深まるよう活動しています。加えて、平成31年3月からWEB申告を導入し、手続きを簡素化することにより、円滑な利益相反マネジメントを行うことが可能となりました。

WEB 京都大学利益相反ポリシーおよび利益相反マネジメント規程は、ホームページでご覧いただけます。
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/rieki>

京都大学利益相反マネジメント体制図



利益相反マネジメント委員会

- ・利益相反マネジメントにかかる施策等の企画立案および実施、その他利益相反マネジメントに関し必要な事項についての審議

利益相反審査委員会

- ・自己申告書等に基づく審査
- ・審査結果にかかる是正措置等の助言等
- ・本学の組織としての利益相反を構成する事実関係の確認

臨床研究利益相反審査委員会

- ・臨床研究にかかる
- ・自己申告書等に基づく審査
- ・審査結果にかかる是正措置等の助言等
- ・本学の組織としての利益相反を構成する事実関係の確認

利益相反アドバイザリーボード

- ・審査委員会の審議結果について不服申立てがあった際の、再審査を行うか否かの審査、利益相反マネジメントにかかる定期的な検証および評価、助言

利益相反マネジメント室

- ・利益相反に関する教職員等からの相談等の対応、利益相反マネジメントに関する事務その他利益相反マネジメントの支援

京都大学の資金運用と京都大学基金

資金運用体制の充実

本学の教育研究の発展のためには、中長期的な財政基盤の強化を図ることが重要であり、資金運用においても将来にわたって本学の財産の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標としています。

平成29年4月、国立大学法人の資産の有効活用により財務基盤の強化を図る趣旨で、国立大学法人法が一部改正されました。

これまで、国立大学法人における資産の有効活用のうち、業務上の余裕金の運用については、元本保証のある金融商品に限定されていました。

しかし、この改正により指定国立大学法人の指定を受け認定基準※を満たす大学、または文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人は、余裕金のうち公的資金に当たらない寄附金等の自己収入を原資とする運

用を、より収益性の高い金融商品に拡大することが可能となりました。

指定国立大学法人の指定を受けた本学はこの改正を受け、運用の範囲や方法等の基本方針を定めるとともに運用体制の整備を行いました。

具体的には、適正な資金運用を実施するため、資金運用方針等の作成を検討する「資金運用専門委員会」および学外の有識者を委員に含み資金運用方針等の了承や運用実績のモニタリングを実施する「資金運用管理委員会」を設置しました。両委員会は互いに独立し、資金運用管理委員会が資金運用専門委員会を監視する体制となっています。また、両委員会を構成する委員の実務経験に基づく専門性の高い知見をもとに、より収益性の高い資金運用を目指しつ

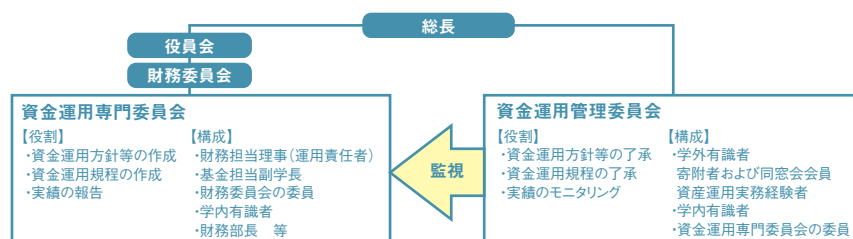
つも、可能な限りリスクは最小限に抑えた運用を行うこととしています。

この考え方を元に、資金運用専門委員会において収益性の高い金融商品における運用方針等について検討を重ね、平成30年10月から金銭の信託による運用を開始しました。

また、これまでの、元本保証のある金融商品による短期および長期の運用においても引き続き効率的な資金の管理・運用を実施しています。これらの資金運用による運用益は、機能強化促進係数による運営費交付金減額の対応のための財源として活用し、大学全体の重点課題の克服に向けた取り組みや大学改革の実現などを促進するための戦略的な経費に充当しています。

※ 認定基準(国立大学法人法第三十四条の三より抜粋)
次のいずれにも適合していること

- ①運用を安全かつ効率的に行うために必要な業務の実施の方法が定められている
- ②運用を安全かつ効率的に行うに足る知識及び経験を有している



京都大学基金とは

大学運営における重要な財源の一つに、寄附金があります。寄附金として経理される財源のなかには、本学の教職員が職務に関連して受け入れた研究助成金や無償で受け入れた固定資産等のほか、本学の財政基盤の強化を図り、本学の学生支援や教育研究振興等に資することを目的として広く社会から寄附を募る募集型寄附金があります。

京都大学基金は、本学全体の教育研究支援・社会貢献活動のために受け入れた寄附

金からなる基金と、各種プロジェクト等の特定目的を支援するために受け入れた寄附金からなる基金(特定基金)で構成されています。

欧米有力大学のなかには、日本円で数千億円から数兆円の規模の基金を保有し、大学の活動資金の多くを賄っているケースがあります。これらの大学では、積極的な寄附募集活動(ファンドレイジング)と資金運用、長期間の寄附金積立により、基金の規模の拡大を図っており、基金が大学運営に欠か

せない重要な財源の一つとなっています。

他方、我が国の国立大学法人における基金の規模はまだ小さく、現状では、運用益のみをもって、寄附者のみなさまから負託された目的・使命を果たすことは困難です。そこで本学では、寄附募集のための活動を積極的に行ないつつ、使命の達成のための活用と基金積立とのバランスに留意しながら、京都大学基金の規模拡大を図っています。

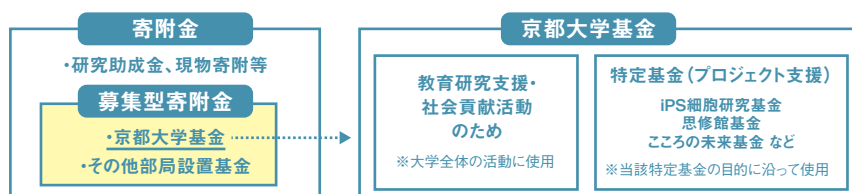
125周年に向けた京都大学の活動

本学は、令和4年に創立125周年を迎えます。本学ではこの記念すべき年を一つの節目に、新たな飛躍の契機となるべく記念事業を実施します。記念事業は、国際競争力強化、研究力強化、社会連携推進を柱とし、「グローバルな視点を持つタフで賢い学生」の育成や、若手研究者が安心して研究に打ち込める環境整備など、これからの社

会を担う人材を育成し、社会に輩出していくことを念頭に計画を進めています。そして、京都大学基金では、この125周年を機により一層、より多くの賛同を得られるよう基金の充実に向けて取り組んでまいります。みなさまからいただくご支援で125周年記念事業を成功裏に導くとともに、将来の本学の貴重な財源である京都大学基金の充実に

努めてまいります。

また、京都大学基金には、iPS細胞研究基金や本庶佑有志基金など世界的な研究を支える基金や、経済的困難を抱える学生を支援する修学支援基金など、本学へのさまざまな支援を受け止めるべく特定基金を設置しています。詳しくは京都大学基金のホームページをご参照ください。



京都大学基金にご寄附をいただいたみなさまへ

国立大学法人への寄附に関しては、法人税、所得税による税制上の優遇措置が受けられます。また、平成28年度税制改正により、修学支援事業に対する寄附に対しては従来までの「所得控除」に加え、新たに「税額控除」も適用されることになりましたので、寄附者ご自身でどちらか一方をご選択いただけます。さらに、平成30年度税制改正により個人が国立大学法人に土地等の現物資産を寄附した場合の非課税承認にかかる特例が拡充され、国立大学法人への寄附に対

し税制上の優遇が拡充されています。

また、一定額以上の寄附をいただいたみなさまに総長をはじめ教職員から謝意をお伝えする場として、「感謝の集い」を実施しています。

平成30年度の「感謝の集い」では、人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センターの見学と講演、懇親会を開催しました。東洋学研究の国際的な拠点であり、華麗なスパニッシュ・ロマネスク様式建築である本センターで京都大学人文科学

研究所の歴史について触れていただき、総長からは「京都大学の伝統ある人文・社会科学」をテーマにした談話、各理事・副学長からは本学の近況報告などを行いました。

これからも寄附をいただいたみなさまと大学を結ぶ場として実施してまいります。



京都大学基金の受入状況について

これまでの京都大学基金(特定基金を含む)の受入金額は平成30年度末現在累積で約121億円となっています。

我が国の厳しい財政状況のもと、財源の

多様化は国立大学法人の課題の一つであり、本学においても京都大学基金の強化を図りつつ、支援者のみなさまの期待に応えて参りたいと考えています。

来る京都大学創立125周年に向けて、引き続き、みなさまのご理解とご支援を、よろしくお願い申し上げます。



京都大学基金の活動状況や寄附のお申込み方法についての詳細は、こちらをご参照ください。
<http://www.kikin.kyoto-u.ac.jp/>

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

男女共同参画の推進に向けた取り組み

“Women and the World”、これは、本学がWINDOW構想に掲げる目標の一つです。WINDOW構想の着実な実現のために策定した「京都大学重点戦略アクションプラン(2016-2021)」においては、「男女共同参画推進事業」を実施しており、本学が戦略的・重点的に取り組むべき事業の一つとして位置づけているところです。

大学全体として男女共同参画を推進していくため、「男女共同参画推進アクション・プラン」を作成し、特に本学が推進すべき三つの重点目標として「女性リーダーの育成」、「家庭生活と両立支援」、「次世代育成支援」を設定し、その事業推進に努めています。

「男女共同参画推進アクション・プラン」に基づく具体的な取り組みとして、出産・育児が仕事や研究を継続する妨げにならないよう、男女共同参画推進センターに保育園入園待機乳児のための保育施設を設置し、

おもかえ保育やベビーシッター利用育児を支援しているほか、医学部附属病院に病児保育室「こもも」を設けています。さらに育児・介護中の研究者を対象とする研究・実験補助者雇用制度や、女性研究者の出産に伴う雇用経費支援制度を設けるなど、男女共同参画を支える環境・支援体制整備に取り組んでいます。

また、女性研究者の研究意欲を高めるため、本学における若手女性研究者の優れた成果を讃える「たちばな賞」を実施したり、本学へ進学を希望する女子高生が本学各学部の研究者と語り合うことができる「車座フォーラム」を開催し、女子学生の増加に努めています。また、本学の女性研究者や女子学生の学び、イベント等を紹介する冊子「未来に繋がる青いリボンのエトセトラ」を刊行するなど、さまざまな事業をとらして、男女共同参画の推進に取り組んでいます。



車座フォーラムの様子

 男女共同参画推進センターの活動実績については、ホームページでも紹介しています。
<http://www.cwr.kyoto-u.ac.jp>

▶ 部局における男女共同参画の取り組み

「男女共同参画推進アクション・プラン」に基づき、各部局もそれぞれの目標を設定して男女共同参画に取り組んでいます。

平成30年度の部局における取り組み事例の一つとして、生存圏研究所は、京都アカデミアフォーラムin丸の内にて第387回生存圏シンポジウム「生存圏の高品位化を目指す最新の研究(男女共同参画との連携)」を開催しました(平成30年11月)。101

名の参加者が集う盛況な会となり、男女共同参画推進や、生存圏に関わる研究の最前線に触れる有意義な場となりました。

この取り組みは、本学の教育研究の一層の充実発展のため、総長のリーダーシップにより支援する「総長裁量経費」により実施されました。男女共同参画は大学の重点的取り組みであり、部局としても独自のアクションプランを策定して積極的に活動しています。



シンポジウムポスター

▶ 女性の活躍に向けた公共調達

内閣に設置された「すべての女性が輝く社会づくり本部」において決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」においては、総

合評価落札方式等、価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、女性の活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を加点評価する

こととされています。これを受け、本学においても同取組指針に基づいた調達を実施し、各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。

障害学生支援／障害者雇用の促進に向けた取り組み

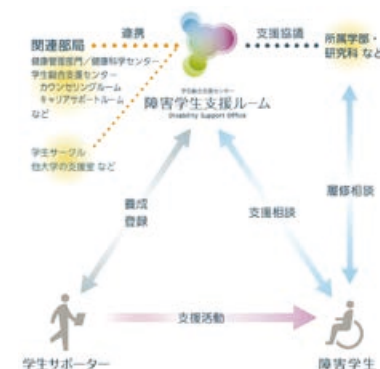
▶ 障害学生支援体制について

現在、大学における障害のある学生の在籍者数は年々増加しており、増加するニーズに対して、これまで以上に受入れや修学支援の体制整備が必要な状況になっています。

障害学生支援ルームでは、本学における障害学生支援の拠点として、障害があるなどの理由により修学上何らかの支援が必要な学生の相談に応じ、学修・研究上の必要に

応じた修学支援（教育上の合理的配慮）を行っています。専任のコーディネーターを配置し、所属学部・研究科等や学内外の関連機関等と連携しながら支援を実施しています。

支援の内容としては、資料の点訳・音訳やノートテイク等の情報保障、移動介助等や必要となる物品の貸し出し、施設・設備の整備等を行っています。



障害学生支援ルームの支援体制

▶ フリーアクセスマップについて

障害学生支援ルームでは、施設・設備の情報と目的地までのバリア（障壁）を表示したフリーアクセスマップを作成・配布しています。

本マップは、障害学生支援ルームが設置された平成20年より、車椅子利用者の意見などを取り入れながら調査・編集、検証を行い、平成21年3月に初版発行したもので、以後調査・検証を続けながらバリアフリーに関する情報の更新を行っています。

本マップでは、従来のものとは少し異なる視点で情報を表示しています。従来のバリアフリーマップに多い道筋や設備の使用を限定し指示するようなものではなく、主に車椅子

利用者などの移動困難者の目線で作成し、目的地までのバリア（障壁）を適切に表示することで、自らのスキルに合わせて道筋を選択できるような形式にし、ネーミングも「フリーアクセスマップ」としています。

利用者視点に基づいたバリア（障壁）の可視化により施設整備を効率的に行うことが可能になり、キャンパス内のバリアを一つずつ取り除いてゆく努力が行われています。

平成31年3月には、学内のバリアフリーに関する最新の状況を調査し、桂キャンパスのフリーアクセスマップを更新しました。



フリーアクセスマップ



学生総合支援センター 障害学生支援ルームの活動については、ホームページでも紹介しています。
<http://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/support>

▶ 京都大学業務支援室について

本学では、WINDOW構想におけるダイバーシティ推進のもと、障害者雇用促進の一環として平成30年4月に「京都大学業務支援室」を設置し、キャンパス内の事務支援業務や医学部附属病院等の清掃業務に取り組んでいます。

具体的には、附属図書館や障害学生支援ルームでのルーチン業務と、発送物の封

入封緘や研修・会議資料作成やアンケート入力等、短期の業務依頼に対応するスポット業務に取り組んでいます。また、ドキュメント作成業務支援の一つとして、教職員の発注に基づく名刺の作成業務も行っています。

本学では、今後も業務支援室を中心として、障害者が生き生きと働く場の拡大に努めていきます。



封入作業の様子

支援者との連携の強化に向けた取り組み

情報発信の推進に関する取り組み



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

▶ ユニバーシティ・アイデンティティの充実にに向けた取り組み

現在、高等教育は欧米のみならずアジア諸国の大学もそのレベルを高め、世界的に競い合いつつ、連携も深めていく時代になっています。そのなかで、本学は令和4年に創立125周年を迎えるにあたり、国際化、研究力強化、高大接続、産業界や地域との連携など、さまざまに活動を展開しています。このような活動を展開するにあたって、「京都」という都市そのものの浸透を含めて本学の認知を高めると同時に、シンボリックなビジュアルイメージとともに本学内外において教育研究活動の活性化を図り、本学が持つ価値観を視覚的に表出していく機会を増大させています。

本学には、これまで使用してきたシンボルがあります。正門正面に実在し、新入生、卒業生、国際会議の出席者が集う場ともなっているクスノキをモチーフとしたエンブレムと、「京都大学」「KYOTO UNIVERSITY」というロゴタイプ、「濃青」というスクールカラーです。しかし、これらの使用に関する包括的なガイドラインはありませんでした。

そこで、これまで醸成されてきた本学のユニバーシティ・アイデンティティや価値観を継承しつつ、エンブレム、ロゴタイプおよびスクールカラーといったビジュアル要素について、最近のメディア環境に合わせたデータの

改修、新規策定等を行い、運用ガイドライン「ビジュアル・アイデンティティガイドブック」を平成30年10月に公表しました。また、名刺やレターヘッドなどの各種アプリケーションのデザインの整備を行いました。これらの取り組みは、本学の構成員自らがさまざまなメディアを利活用し、発信していく一助とすることができます。

ビジュアル面でのユニバーシティ・アイデンティティの整備に取り組むことで、大学の構成員や本学に集う者が「京都大学」への想いや期待を共有し、国内外でのプレゼンスの向上につなげることを期待しています。



「京都大学ビジュアル・アイデンティティガイドブック」はこちらから閲覧いただけます。
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/history/symbol/vi>

▶ リアルな京都大学の魅力を発信

本学は、重点戦略アクションプラン「戦略的広報を通じた国際競争力強化事業」に基づき、本学が主体的に仕掛けるブランド戦略の一環として、平成26年10月の山極総長就任以来順次展開している、スペシャルコンテンツの第5弾を制作し、平成30年7月に配信を開始しました。

「一言で決して言い尽くせない京大らしさ」を構成する三つの方向性（大学、学生、教員）それぞれにスポットをあて、総長からのメッセージを発信する動画「知のジャングル 京都大学」、本学の教員の多様な研究内容だけでなく個性あふれる人柄なども伝える紹介動画（79点）、本学独自の取り組みである体験型海外渡航支援制度「おもろチャレンジ」に参加し、自ら海外に飛び出した学生たちの取り組みや奮闘を伝える動画（10点）を制

作し、「総長、本音を語る」、「京都大学おもろチャレンジ」、「京大先生シアター」の各サイトで公開しました。

それぞれの強みを、支援者のみなさまや今まで京都大学を知らなかった方に伝えることで、より多くの方々に、本学の魅力、「京大らしさ」を知っていただき、優秀な学生の獲得、共同研究の発展、数々のご支援等につなげていければと考えています。



新たなイノベーションを生み出す、世界最大の「知のジャングル」を宣言



世界に果敢に挑む10組の学生の「おもろチャレンジ」をドキュメンタリー化



キャラも研究内容も京大らしい！
79名の京大教員を動画で一挙に紹介



ご紹介したスペシャルムービー、特設サイトはこちらからご覧いただけます。
http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events_news/office/soumu/koho/news/2018/180720_1.html

コミュニケーション機会の充実に関する取り組み

▶ 京都大学同窓会

本学が創設されて以来、同窓会は学部または大学院の部局単位で組織されていました。そこで、部局等同窓会の緩やかな連携組織として、大学全体の同窓会組織となる「京都大学同窓会」が平成18年11月に設立されました。設立以来、会員相互の交流と親睦を図るとともに、本学全体の発展に貢献することを目的とした活動を行っています。

京都大学同窓会では、毎年、母校に帰って楽しく過ごしていただくホームカミングデイを開催しており、平成30年11月に開催された第13回ホームカミングデイでは、延べ2,850名の参加をいただきました。

また、平成30年度には新たに、福井県、和歌山県、カンボジアにおける地域同窓会の設立支援を行うとともに、国内の同窓会

総会等へ合計23回、103名の役員・教職員を派遣し、同窓会活動の活性化を図っています。

地域同窓会では、それぞれの地域や国において講演会や懇親会そしてレジャー、スポーツなどを通して交流を深めています。地域同窓会の魅力は、出身学部・大学院が異なる同窓生が、分野・領域を越えてフランクに交流できることです。そこで得られる多種・多様な情報は、グローバル化が進み、多様化する日本および世界で活躍するうえで、大いに役立つことが期待されます。

京都大学同窓会が国内外の同窓生相互の絆を強める「架け橋」となり、そして同窓生と本学との「架け橋」となることが、日本および世界で活躍する同窓生に役立ち、本学の発

展につながるものと考えています。

ほかにも本学では、同窓生に対する支援活動および連携強化を推進するため、登録いただいたみなさまに特典や本学の最新情報をお届けする同窓生向けサービス「KUON (Kyoto University One Network)」を平成30年3月に開始しました。みなさまにとって、魅力的なコンテンツがご提供できるよう、充実を図るとともに、本学と同窓生間のネットワークの強化を目指しています。



海外地域同窓会の様子



同窓生向け各種サービスや同窓会の活動情報は、こちらから閲覧いただけます。
<http://hp.alumni.kyoto-u.ac.jp/>

▶ 部局独自の取り組み(理学研究科の事例)

支援者のみなさまに向けて日頃の活動成果を発信し、意見交換を行う取り組みは、部局単位でも積極的に実施しています。なかでも、理学研究科では「社会交流小委員会」主導のもと、さまざまな企画を検討・実施しています。

▶ 理学研究科サイエンス倶楽部デイの開催

理学研究科では、平成27年6月に京都大学理学研究科基金を設立するとともに、後援者・同窓生・学生・教職員を構成員とする京都大学サイエンス倶楽部を立ち上げました。

サイエンス倶楽部デイは、「理学の新しい芽を育む」をテーマに、本研究科の活動状況を周知し、構成員相互の交流と親睦を図り、連携を深めることを目的としています。

平成30年11月に開催された第4回サイエンス倶楽部デイでは、平成29年度理学研究科基金の活動報告、地球惑星科学専攻の余田成男教授による講演「数値天気予報と気候予測—不確実性を伴う予測」の後、理学最前線レポートとして理学研究科基金奨学金受給者代表5名による成果発表、同基金奨学金受給者35名による理学最前線ポスター発表&茶話会を開催しました。81名の後援者・同窓生・学生・教職員が参加し、相互の交流と親睦・連携を深め、盛況のうちに閉会しました。

▶ 玉城嘉十郎教授記念公開学術講演会の開催

第57回玉城嘉十郎教授記念公開学術講演会は、「幾何の世界と対称性」をテーマに、平成31年1月に開催されました。

玉城先生は、京都帝国大学理学部において理論物理学を講じられ、53歳の若さで他界されましたが、その門下からは新しい分野を拓く数多くの物理学者が輩出されています。本講演会は、先生のご意志に基づき、ご遺族から寄附をいただき毎年開催してきたもので、第1回は大学紛争のさなかの昭和44年秋、湯川秀樹先生、朝永振一郎先生を講演者に招いて開催された、歴史ある公開学術講演会です。

講演のテーマは必ずしも既存の専門にとらわれず、明日の学問への展望をひらくものが選ばれており、専門の研究者や学生だけでなく、学外からの一般の聴講者も多く、今回も活発に質疑応答が行われました。